

「農地法第3条の規定による許可申請書に添付する書類」

農地や採草放牧地を耕作目的で所有権を移転したり、地上権、永小作権、質権、賃貸借権、使用貸借権、その他の使用収益権を設定し、もしくは移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければなりません。

この許可を受けないで行った行為は、法律上その効力は生じません。

■提出部数（添付書類含む。） 1部

■受付期間 毎月6日～10日

ア 許可申請書（様式第1号）

イ 添付書類（証明書類は、申請前3か月以内のものとする。）

書類の種類	備 考
土地の登記事項証明書 （全部事項証明書に限る）	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は、住民票を添付
法人の登記事項証明書	法人申請の場合
法人の定款又は寄付行為	法人申請の場合
位置図・案内図	概ね3,000分の1から25,000分の1の縮尺（住宅地図でも可）申請地を色枠で表示すること。
公図の写し	申請地を色枠で表示すること。
農業経営の実態証明 （様式第2号）	権利者の住所が市外にある場合 （権利者の所在農業委員会にて発行）
営農計画書（様式第3号）	申請地の選定理由、作付計画等を記載する。
買受適格証明書願	競（公）売に参加する場合
委任状	代理申請の場合
その他	その他農業委員会が必要とする書類

※競（公）売、遺贈等、単独申請をする場合は、その他に必要な書類がありますので、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

※市外の方が市内の農地の権利を取得する場合等、都道府県知事の許可となっておりましたが、農地法の改正により、平成24年4月1日から都道府県知事の許可権限が市町村農業委員会へ移譲されました。